区　分	基準エネルギー消費効率
1　車両総重量が3.5トン超８トン以下の路線バス	6.97
2　車両総重量が８トン超10トン以下の路線バス	6.30
3　車両総重量が10トン超12トン以下の路線バス	5.77
4　車両総重量が12トン超14トン以下の路線バス	5.14
5　車両総重量が14トン超の路線バス	4.23

⑺　乗用自動車であって、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。以下「一般バス」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する一般バスのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑷において「一般バス平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　分	基準エネルギー消費効率
1　車両総重量が3.5トン超６トン以下の一般バス	9.04
2　車両総重量が６トン超８トン以下の一般バス	6.52
3　車両総重量が８トン超10トン以下の一般バス	6.37
4　車両総重量が10トン超12トン以下の一般バス	5.70
5　車両総重量が12トン超14トン以下の一般バス	5.21
6　車両総重量が14トン超16トン以下の一般バス	4.06
7　車両総重量が16トン超の一般バス	3.57

⑻　ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車又は小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成32年４月１日に始まり平成33年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

区　分	基準エネルギー消費効率
1　車両重量が741キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	24.6
2　車両重量が741キログラム以上856キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	24.5
3　車両重量が856キログラム以上971キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	23.7
4　車両重量が971キログラム以上1,081キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	23.4
5　車両重量が1,081キログラム以上1,196キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	21.8
6　車両重量が1,196キログラム以上1,311キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	20.3
7　車両重量が1,311キログラム以上1,421キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	19.0
8　車両重量が1,421キログラム以上1,531キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	17.6
9　車両重量が1,531キログラム以上1,651キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	16.5
10　車両重量が1,651キログラム以上1,761キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	15.4
11　車両重量が1,761キログラム以上1,871キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	14.4
12　車両重量が1,871キログラム以上1,991キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	13.5
13　車両重量が1,991キログラム以上2,101キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	12.7
14　車両重量が2,101キログラム以上2,271キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	11.9
15　車両重量が2,271キログラム以上のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	10.6

１－２　判断の基準の特例

⑴　ガソリン乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑴の判断の基準において、ガソリン乗用自動車平均燃費値が１－１⑴の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この⑴において「未達成区分」という。）を有する場合であって、次の表の左欄に掲げる区分ごとにガソリン乗用自動車平均燃費値が同表の右欄に掲げるエネルギー消費効率許容値を下回らないものであり、かつ、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるガソリン乗用自動車平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（ガソリン乗用自動車平均燃費値が１－１⑴の表の右欄に